

さくらの丘 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

運 営 規 程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人高陽会が開設するさくらの丘訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という。）が実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援する。

- 2 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域包括支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 さくらの丘 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 和歌山県紀の川市黒土153番地
- (3) 電話番号 0736-77-0806 FAX 番号 0736-77-0805

(職員の職種、員数)

第5条 職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令で定めるところによる。

- (1) 管理者(医師) 1名
- (2) 理学療法士 1名
- (3) その他必要に応じて職員若干名を置くことができる。

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、訪問リハビリテーションにかかわる職員の総括管理、指導及び利用者の病状や心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 理学療法士は、医師と共同し、リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施する。
- (3) 当職員は全職種が協働して利用者支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
(祝日、12月31日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容)

第8条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は(介護予防にあっては介護予防に資するよう)、医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 介護給付(予防給付)の負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 利用料として、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

紀の川市、岩出市、かつらぎ町

(職員の服務規律)

第11条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第12条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第13条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人高陽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第14条 職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、直接処遇する職員は、年2回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第15条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(緊急時の対応)

第16条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族や市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談、要望、苦情対応)

第17条 利用者からの相談、要望、苦情等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望等、苦情等に対し、迅速に対応します。

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより行う。

(その他運営に関する常用事項)

第19条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人高陽会の役員会において定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

付 則

この運営規程は、平成 23 年 3 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 30 年 12 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。